西東京市子ども条例を知っていますか?

~あなたを守る子ども条例~



西東京市子ども条例における子どもとは、市内に住んでいたり、市内で働いていたり、市内に通学など活動している 18 歳未満の全ての人をいいます。ただし、高等学校などに在籍している 18 歳・19 歳の人も「子ども」に含みます。

子ども条例の前文(抜粋)

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのい のちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童 福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

子ども条例本文の章立て

- 第1章 総則
- 第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援
- 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進
- 第4章 子どもの相談・救済
- 第5章 子どもの施策の推進と検証
- 第6章 雑則

子どもの権利の4つの柱

生きる権利

育つ権利

守られる権利

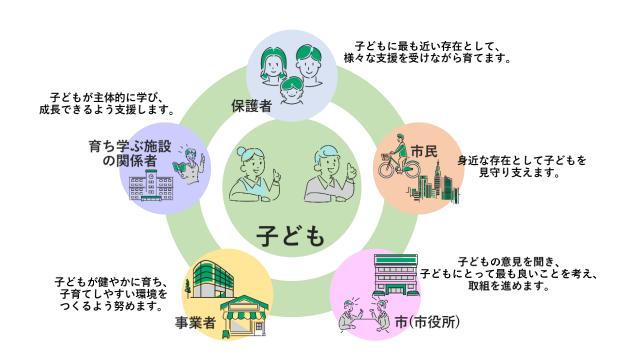
参加する権利



←詳しくは2次元コードを読み込んで
広報冊子『「西東京市子ども条例」を知ろう』
の3ページ目をチェック!

子どもの育ちを支える人たちの役割

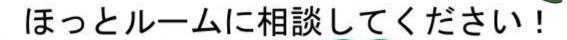
子どもの健全な成長を支えるため、市・保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民・事業者は、連携・協力していきます。保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民は、家庭、育ち学ぶ施設、地域でそれぞれの役割が果たせるように、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。(子ども条例 第1章、第2章)



子どもの相談を受けて救済する仕組み

西東京市には CPT と呼ばれる西東京市子どもの権利擁護委員がいる子ども相談室 ほっとルームがあります。

CPT はいじめなどの権利侵害から子どもを守るため、 子どもに寄り添いながら話を聞き、一緒に考えます。代わ りに気持ちを伝えたり、改善を求める意見を言ったりする こともできます。 Children Protect Team



友達や他の子が困っていること

どうしたらいい のかわからない こと

自分が困っていること







一緒に考える 一緒に調べる 代わりに気持ちを伝える



1人じゃありません!!! もう大丈夫です!!!





この冊子の制作協力:

東洋大学小野道子准教授と学生の皆さん

まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつくっていくため、市では主に7つの取組を進めていきます。

社会の一員で ある子ども の考えや意見を 大切にします 子どもが安心して 遊んだり、学んだり、 活動したりして過ごせる 居場所づくりをします

子どもの権利を 侵害する問題に 対応します



心とからだの健康 と安全な環境を つくります

虐待を防ぎます

子どもの権利に ついて広め、 みんながお互いを 大切にできる ようにします

子どもの貧困を 防ぎます

おわりに

「子ども条例」の全文 チェックしてみてください!!

子ども相談室 ほっとルームの相談方法

電話、メール、手紙、FAX または子ども相談室に来所

相談専用電話: 0120-9109-77(フリーダイヤル クイック なやみなし)

場所:住吉町六丁目 15番6号 住吉会館ルピナス2階

受付時間: 月曜日から金曜日 午後2時~午後8時 土曜日 午前10時~午後4時

日曜、祝日、年末年始はお休みです。

発行元:西東京市子育て支援部子育て支援課子ども相談係 電話(直通):042-439-6645 FAX:042-439-6646

制作協力:東洋大学白山キャンパス「児童福祉論 A/児童・家庭福祉」履修学生